

勝浦町教育大綱

平成28年3月

勝 浦 町

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	大綱の位置付け・・・・・・・・	1
3	推進期間・・・・・・・・	1
4	大綱の基本目標・・・・・・・・	2
5	大綱の基本方針・・・・・・・・	3

1 はじめに

本町の教育基本方針としまして、学校教育においては、「人づくりがまちづくりの基本」をコンセプトに、次世代を担う子どもたちに確かな学力、体力、郷土を愛する豊かな心を育成するため、指導体制の充実、郷土資源の活用、家庭・学校・地域の連携を図り、教育環境の向上を目指すこととしています。

また、生涯学習においては、文化やスポーツなどの活動人口が減少していることから、一人ひとりの活動意欲を高める学習環境の向上、伝統文化の継承、スポーツや文化における世代間交流の活性化を目指すこととしています。

こうした教育基本方針の実現に向けまして、今後の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示す「勝浦町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

2 大綱の位置付け

大綱は、勝浦町の教育がめざす基本目標や方針を明らかにすることを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整しながら、最終的に町長が策定するものと定められています。

こうしたことから、勝浦町におけるまちづくりの最上位計画である「勝浦町総合計画 後期基本計画」の「教育・文化の目標」部分を踏まえながら策定いたしました。

3 推進期間

平成27年度から30年度までの4年間とします。ただし、法律や国の制度改革や本町を取り巻く状況の変化等、大綱の見直しが必要となった場合は、総合教育会議において協議を行い、必要に応じて適宜見直しを行います。

4 大綱の基本目標

「勝浦町総合計画 後期基本計画」における教育・文化分野の目標を、大綱の基本目標として位置づけしました。

学校教育への取り組みにつきましては、子育て家庭の期待に応える生きる力の育成を目指して、1. 特色ある学校教育の充実、2. 地域との連携の充実、3. 教育環境の向上の3つを重点とする“勝浦独自の学校教育”に取り組めます。

施策の中でも、ますますグローバル化と高度情報化する社会に不可欠な国際理解教育の充実と情報教育の充実、家庭・地域の連携・協力、教職員の指導力向上、高校進学への支援を重点施策と位置付け、積極的に推進します。

特に、ICTの活用による情報教育の充実をはかり、教育環境の向上を目指します。

生涯学習の推進につきましては、人口減少や少子高齢化による活動低下が懸念される中、町民の主体的な活動の活性化に向けて、1. 学習・文化・スポーツ活動の活性化、2. 人権教育の推進、3. 青少年健全育成の推進の3つを重点に取り組めます。

施策の中でも、郷土文化の継承と活動組織の活性化を重点施策と位置付け、積極的に推進します。

5 大綱の基本方針

学校教育

1. 特色ある学校教育の充実

- (1) 学習指導要領に基づく教育の実施
 - ・ 指導要領に基づく完全実施の継続
 - ・ 次期学習指導要領への対応
- (2) きめ細かな指導の実施
 - ・ 少人数指導の推進
 - ・ T・Tなど指導体制の工夫
 - ・ 指導方法の改善
- (3) 読書活動の充実
 - ・ 朝の読書活動の継続
 - ・ 読書ブックリストの作成
- (4) 県学力調査の活用
 - ・ 徳島県学力調査への継続参加と分析・活用
- (5) 国際理解教育の充実
 - ・ 英語教育の推進と強化
 - ・ A L T 配置の継続と増員
 - ・ 英語の教科化対応（小学校）
- (6) 情報教育の充実
 - ・ 情報活用能力の向上を図り、I C T を活用した教育の推進
- (7) 心の教育、人権教育の充実
 - ・ 道徳・人権学習教材として副読本活用の継続
 - ・ 世代間交流の推進

- (8) 芸術文化活動の充実
 - ・人形浄瑠璃を学ぶ機会の提供

- (9) 環境教育、農業教育の充実
 - ・県立小松島西高等学校勝浦校との連携強化

- (1 0) 基礎体力、運動習慣の定着
 - ・全国体力調査、県教育委員会における各種体力向上取組みへの参加継続
 - ・中学生競技力の郡内における向上
 - ・外遊びや部活動の活性化

- (1 1) 安全教育の推進
 - ・防災訓練を含めた防災教育の推進
 - ・防犯教室の継続開催
 - ・毎月の学校安全点検の継続実施

- (1 2) 食育の推進
 - ・学校給食における地産地消の推進
 - ・食育カレンダー全戸配布の継続

- (1 3) 健康教育の充実
 - ・健康診断の継続実施
 - ・性教育、薬物乱用防止教室の継続

- (1 4) 特別支援教育の推進
 - ・教職員研修の継続
 - ・相談支援ファイルの活用

- (1 5) 主権者教育の推進
 - ・社会・公民・総合的な学習の時間などを活用した主権者教育の推進

2. 地域との連携の充実

- (1) 家庭・学校・地域の連携・協力
 - ・学校支援地域本部の機能充実
 - ・いじめのない学校づくり

- (2) 地域人材・資源の活用
 - ・学校給食における地場農産物の活用
 - ・生産者との交流継続
 - ・郷土体験学習の充実
 - ・学校支援ボランティアの協力による教育支援の充実

- (3) 家庭学習の推進
 - ・自主勉強ノートの継続
 - ・学校と家庭の連携推進

3. 教育環境の向上

- (1) 教職員の資質向上
 - ・コンプライアンス、ハラスメント防止研修の充実

- (2) 教職員の指導力向上
 - ・英語指導、ICT能力の研修継続

- (3) 小・中学校の連携強化
 - ・小中の教員交流や合同研究会の実施
 - ・ソーシャルワーカーの小中連携
 - ・行事の合同実施

- (4) 施設整備の推進
 - ・学校施設の整備

- (5) 高校進学への支援
 - ・阿南市方面に向けての通学手段の確保

生涯学習

1. 学習・文化・スポーツ活動の活性化

- (1) 総合型地域スポーツクラブの運営支援
 - ・指定管理者制度による支援

- (2) 文化協会の活性化
 - ・文化祭、芸能大会、講演会など発表会やイベントの開催

- (3) 施設の機能向上と利用促進
 - ・星谷運動公園の利用・活用の促進
 - ・町民体育館の利用・活用の促進
 - ・図書館の利用促進

- (4) 活動組織の活性化
 - ・各種団体やグループ同士の連携・交流の促進
 - ・地区同士や近隣自治体との連携促進

- (5) 郷土文化の継承
 - ・文化財の保護
 - ・人形浄瑠璃の後継者の育成

- (6) 学習講座の充実
 - ・英会話教室の充実

2. 人権教育の推進

- (1) 人権教育推進協議会の運営
 - ・研修会、講演会の継続
- (2) 相談支援の実施
 - ・教育相談室の継続
 - ・専門機関との連携強化
- (3) 学校における人権教育の推進
 - ・「人権教育年間計画」に基づく取り組み

3. 青少年健全育成の推進

- (1) 地区活動の充実
 - ・子ども会活動の充実
 - ・学校や関係団体との連携
- (2) 補導パトロールの実施
 - ・夏・秋祭り、お盆などでのパトロール継続
- (3) 青少年健全育成センターと専門補導員との連携
 - ・補導、不良行為防止、交通指導などにかかる連携強化
- (4) 有害図書立入調査の実施
 - ・年1回の実施継続